

## 誓約書

佐賀大学長 殿

私は、佐賀大学の学術交流協定校における交換留学プログラムに参加するにあたり、以下の事項を守ることを誓約いたします。

保護者 本人

- 派遣候補者として選抜された後は、佐賀大学が正当と認める以外の理由による参加辞退をしないこと。また誓約事項に違反した場合、および留学先国・地域の治安や感染症の状況により、大学の判断で参加許可の取り消しや途中辞退、留学の中止・延期又は帰国勧告を決定する必要があることを理解し、その場合は速やかにこれに従うこと。大学の指示に従わない場合に奨学金の返還を求められても異議申し立てをしないこと。
- 留学にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで留学を開始すること。やむを得ない理由により現地研修を辞退する場合、参加費に係るキャンセル料は参加学生個人が負担し、奨学金交付の取り消しに従う。大学の判断により途中参加、途中帰国が必要となった場合に発生する一切の費用は理由の如何に関わらず、学生個人が負担する。
- 交換留学参加に支障のある健康上の問題がないことを保証する。研修期間中の健康管理については自己責任で行う。研修期間中に健康上の問題、懸念事項が生じた場合は、大学に一切の責任を問わない。
- 派遣留学に必要な諸手続き(派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザ取得、本学の所属学部・研究科における派遣留学及び復学手続、単位認定手続き、派遣留学費用の支払い、保険加入等)については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
- 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入すること。また、加入する保険等の適用範囲を熟知し、保険適用外の傷害、賠償等が発生する可能性のある行動を慎む。
- 留学期間中は、佐賀大学が派遣する学生であることを自覚し学生としての品位と矜持をもって行動し、学業に精励すること。また、留学先国・地域の政府らの指示や在外公館からの通知に注意を払い、現地の法令や大学の規則を遵守し、責任のある行動をとること。
- 自己の責任において危機管理を行うこと。留学期間中の移動は、公共交通機関等を利用することとし、自動車の運転等をしない。
- 留学期間中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意による事故(本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、佐賀大学に対して損害賠償請求をしないこと。
- 留学が許可された後であっても、事前研修などを無断で正当な理由なく参加しなかった場合、ならびにこの誓約書に記載された事項に違反した場合には、佐賀大学から参加許可を取り消されることを了解する。
- 派遣留学修了後は必ず帰国し、原則として本学に復学すること。
- 帰国後は速やかに帰国届を提出するとともに、成果報告を文書および口頭により行うこと。

年 月 日

学部/研究科・学年

氏 名

(自署)

上記の者が、交換留学プログラム参加者となることに同意し、上記のことを遵守させることを保証します。

年 月 日

家族等関係者住所

家族等関係者氏名

(自署)

(続柄: )